第2章 区部下水道

第1節 区部下水道の計画

1 全体計画

(1) 区部公共下水道全体計画

区部公共下水道全体計画の概要は図表2-1のとおりです。なお、平成21年7月に流域別下水道整備総合計画の変更計画が東京都決定されたことに伴い、全体計画を見直しました。

図表2-1 区部全体計画の概要

			計画人口	計画面積	ポンプ所 *1	水再生	センター*1	/n -am == 145				
			(千人)	(ha)	(か所)	(か所)	計画汚水量 (千㎡/日)	処 理 区 域				
区		部	* 2	* 2			* 2					
公卦	卡下水	道	8, 692	57, 839	92	16	6, 090					
	芝	浦	705	6, 440	13	1	850	千代田、中央、港、新宿、渋谷区の大部分。 文京、品川、目黒、世田谷、豊島区の一部。				
	三河	可島	758	3, 936	9	3	650	台東、荒川区の全部。文京、豊島区の大部分。 千代田、新宿、北区の一部。				
如	砂	町	907	6, 153	35	2	710	墨田、江東区の全部。 中央、港、品川、足立、江戸川区の一部。				
<u> </u>	小	台	302	1, 687	5	2	270	北区の大部分。豊島、板橋、足立区の一部。				
理	落	合	680	3, 506	_	2	440	中野区の大部分。新宿、世田谷、渋谷、杉並、 豊島、練馬区の一部。				
区	森な	ヶ崎	2, 127	14, 675	14	1	* 3 1, 290	大田区の全部。品川、目黒、世田谷区の大部 分。渋谷、杉並区の一部。				
名	小	菅	266	1, 633	3	1	200	足立、葛飾区の一部。				
	葛	回	793	4, 893	8	1	510	江戸川区の大部分。葛飾区の一部。				
	新河	可岸	1, 633	10, 474	1	2	840	杉並、板橋、練馬区の大部分。新宿、中野、 豊島、北区の一部。				
	中	Ш	521	4, 442	4	1	330	足立区の大部分。葛飾区の一部。				

^{*1:}ポンプ所、水再生センターのか所数は、下水道法第四条に基づく事業計画における施設数(平成29年3月29日)です。ただし、 東部スラッジプラント、南部スラッジプラントは、発生する汚泥を処理する施設のため水再生センターか所数には含めません。 なお、ポンプ所のか所数には、水再生センター内の藍染ポンプ所、宮城ポンプ所の2か所を含んでいます。

(2) 流域別下水道整備総合計画

昭和55年3月に建設大臣の承認を受けた「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」は、既存の個別下水道計画の上位計画として位置付けられており、平成9年5月には本計画の変更が建設大臣に承認され、東京都

において決定しました。また、平成21年7月には新たな変更計画が東京都決定され、新たにちっ素やりんの目標水質を定めました。この計画においては水質環境基準を達成するため、水再生センターで高度処理を実施することとされています。

^{*2:}計画人口、計画面積、計画汚水量は、平成21年7月国土交通省関東地方整備局長同意を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等 流域別下水道整備総合計画」と整合を図ったものです。

^{*3:}森ヶ崎処理区の処理能力は、区域外流入する250千㎡/日をあわせると1,540千㎡/日であり、全計画汚水量は6,340千㎡/日です。

第2節 区部下水道の建設

1 平成28年度の事業成果

平成28年度の建設事業は、老朽化施設の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善などを着実に推進し、お客さまサービスの向上に努めました。

以下に事業成果の概要を示します。

○ 下水道管の整備延長

図表2-2 平成28年度に完成した下水道管の延長

(下水道建設費・下水道改良費)

平成28年度	総計		
の完成延長	沙巴耳	幹線	枝線
り元成処式	160, 565m	9,028m	151, 537m

- 下水道管を再構築した面積 694ha
- 完成した主要施設
- ·王子西1号幹線 [浸水対策]
- ・森ヶ崎水再生センター(耐水化)〔震災対策〕
- ・砂町水再生センター (準高度処理施設) [高度処理]

2 平成29年度の事業予定

「経営計画2016」の2年目として、「お客さまの 安全を守り、安心で快適な生活を支える」、「良好な水 環境と環境負荷の少ない都市の実現に貢献する」とい う経営方針の下、施設整備を着実に進め、主要施策の 目標達成を図ります。主な事業内容は次のとおりです。

【お客さまの安全を守り、安心で快適な生活を支える ための施策】

(1) 再構築

老朽化した下水道管を再構築することで将来にわたって安定的に下水を流す機能を確保するため、枝線再構築を717ha予定しています。また、幹線再構築では昭和30年代に建設された三之橋幹線などの整備を進め、代替幹線は駒形幹線に着手します。

水再生センターでは中川水再生センターの発電設備 やみやぎ水再生センターの雨水ポンプ棟などの整備を 進めます。また、ポンプ所では銭瓶町ポンプ所などに 着手します。

(2) 浸水対策

「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づき、時間 50ミリの降雨に対応するための幹線やポンプ所など基 幹施設の増強を引き続き進めます。

下水道管では、浸水の危険性の高い対策促進地区として新宿区新宿地区の第二戸山幹線が完成します。ま

た、浅く埋設された幹線の流域などの重点地区では、 練馬区大泉学園町、南大泉地区の主要枝線が完成し、 大田区田園調布地区の上沼部雨水幹線に着手します。 さらに、時間50ミリを超える豪雨が頻発していること などを踏まえ、地下街対策地区や市街地対策地区にお いて最大で時間75ミリの降雨に対応するための対策を 進めます。

ポンプ所では、千住関屋ポンプ所などで引き続き整備を進めます。

(3) 震災対策

ターミナル駅や災害復旧拠点などからの排水を受け 入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施 します。避難所や防災上重要な施設などと緊急輸送道路 を結ぶ道路のマンホール浮上抑制対策についても引き 続き実施していきます。

また、震災時においても必ず確保すべき機能を維持するため、矢口ポンプ所などで施設の耐震化を進めます。 さらに、停電や電力不足に対応するため葛西水再生センターなどで非常用発電設備の整備を進めます。

(4) 汚泥処理

汚泥処理の危機管理対応の強化としてみやぎ水再生 センター〜三河島水再生センター間の送泥管の整備を 進めます。

【良好な水環境と環境負荷の少ない都市を実現するための施策】

(5) 合流式下水道の改善

降雨初期の特に汚れた下水を一時的に貯留する施設 について、三河島水再生センターの雨天時貯留池が完成します。

また、大きな河川や海など水質への影響が少ない地 点へ放流先を変更する対策として、王子第二ポンプ所 などの整備を進めます。

さらに、雨天時下水を効率的に処理する新技術を導入した高速ろ過施設整備について、落合水再生センターなどで着手します。

(6) 高度処理

電力使用量を増やさず一定程度の水質改善が可能な 準高度処理の導入について、新河岸水再生センターで 施設が完成します。

(7) エネルギー・地球温暖化対策

積極的に温室効果ガスの削減や再生可能エネルギー の活用を図るため、新小岩ポンプ所などで太陽光発電 設備の整備を進めます。

また、超低含水率型脱水機とエネルギー自立型焼却 炉を組み合わせた第三世代型焼却システムの整備につ いて葛西水再生センターで着手します。

3 事業実施上の課題

区部下水道の建設事業は、次のような課題に向き合いながら進めています。

(1) 下水道施設の建設及び工事用地の確保

シールド工事の作業場所などのために、公園などの 公共用地が必要になります。また、私有地を賃借した り、場合によっては買取する必要もあります。しかし、 既成市街地の多い区部ではこのような用地の確保が極 めて困難であり、地元のお客さまへ下水道工事の必要 性について説明し、ご理解をいただけるように努めて います。

図表 2-3 下水道事務所・区別下水道管管理延長

(2) 埋設物等の支障処理

亚出 20 年度士思弘粉县

既成市街地では道路下に埋設物が輻輳しているため、 下水道工事の施工に当たっては、他企業埋設物(水道 管、ガス管など)の移設、重要構造物(地下鉄など) との近接施工を余儀なくされる場合が多くあります。

これらの他企業埋設物管理者などとの調整・協議に時間を要することが多く、下水道工事の工期延長や、埋設物移設等の費用が必要となる場合があります。そのため、計画段階より、各企業者の完成図書を基に埋設位置の確認を図るとともに、他企業埋設物管理者との調整・協議をきめ細やかに進め、工期の短縮や工事コストの縮減に努めています。

事效证力	区名	平成 28 年度末累計数量									
事務所名	区 名	幹線(m)	枝線(m)	計(m)	人孔(個)	公設汚水ます(個)					
	千代田	37, 073. 38	254, 744. 23	291, 817. 61	6, 691	26, 267					
	中 央	26, 959. 55	294, 141. 94	321, 101. 49	7, 005	28, 144					
中 部	港	56, 733. 02	408, 223. 46	464, 956. 48	11, 437	41, 075					
	渋 谷	15, 748. 68	297, 331. 50	313, 080. 18	10, 380	52, 516					
	計	136, 514. 63	1, 254, 441. 13	1, 390, 955. 76	35, 513	148, 002					
	文 京	47, 950. 41	271, 937. 42	319, 887. 83	8, 809	38, 499					
	台 東	44, 917. 74	328, 833. 16	373, 750. 90	8, 739	44, 519					
北 部	豊島	27, 997. 40	369, 420. 04	397, 417. 44	13, 960	69, 054					
	荒川	35, 476. 73	279, 411. 15	314, 887. 88	8, 435	45, 502					
	計	156, 342. 28	1, 249, 601. 77	1, 405, 944. 05	39, 943	197, 574					
東部第一	墨田	26, 914. 51	344, 070. 85	370, 985. 36	10, 371	50, 029					
	江 東	45, 947. 11	694, 405. 70	740, 352. 81	16, 951	54, 239					
	港	_	1, 314. 80	1, 314. 80	26	2					
	計	72, 861. 62	1, 039, 791. 35	1, 112, 652. 97	27, 348	104, 270					
	足 立	109, 334. 98	1, 990, 030. 89	2, 099, 365. 87	64, 223	156, 021					
-la lar foto	葛 飾	53, 348. 39	966, 491. 68	1, 019, 840. 07	33, 605	116, 666					
東部第二	江戸川	66, 074. 36	1, 058, 129. 18	1, 124, 203. 54	34, 643	134, 791					
	計	228, 757, 73	4, 014, 651. 75	4, 243, 409. 48	132, 471	407, 478					
	新 宿	34, 622. 40	452, 811. 90	487, 434. 30	14, 286	62, 437					
	中 野	30, 114. 93	408, 963. 73	439, 078. 66	14, 134	75, 469					
西部第一	杉 並	41, 910. 68	775, 641. 65	817, 552. 33	24, 455	116, 333					
	計	106, 648. 01	1, 637, 417. 28	1, 744, 065. 29	52, 875	254, 239					
	北	27, 612. 64	444, 315. 76	471, 928. 40	13, 973	68, 509					
	板 橋	63, 883. 27	736, 356. 28	800, 239. 55	26, 156	107, 384					
西部第二	練 馬	65, 256. 45	1, 220, 643. 89	1, 285, 900. 34	43, 066	159, 429					
	計	156, 752. 36	2, 401, 315. 93	2, 558, 068. 29	83, 195	335, 322					
	品 川	34, 455. 46	415, 666. 98	450, 122. 44	13, 247	68, 606					
	目 黒	22, 763. 45	330, 297. 20	353, 060. 65	12, 016	60,006					
南 部	大 田	83, 001. 95	1, 123, 087. 38	1, 206, 089. 33	35, 831	158, 249					
	世田谷	105, 461. 76	1, 490, 792. 89	1, 596, 254. 65	52, 295	199, 145					
	計	245, 682. 62	3, 359, 844. 45	3, 605, 527. 07	113, 389	486, 006					
合	計	1, 103, 559. 25	14, 957, 063. 66	16, 060, 622. 91	484, 734	1, 932, 891					

(3) 他の公共事業との調整

下水道事業は、街路整備事業、土地区画整理事業、 河川改修事業などの他の公共事業との整合を図りなが ら整備していかなければなりません。

したがって、他の公共事業の進捗と調整を図り、円 滑な事業の執行に努めています。

(4) 道路工事の抑制

交通量が増加する期間において、工事を抑制し円滑な道路交通の確保を図るため、年末抑制(12月中旬~1月3日)に加え、年度末抑制(3月)が実施されています。

そのため、施工に当たっては、より一層の工事縮減・ 工期短縮に努め、非開削工法の採用のほか、施工時期 の平準化、工事区域の集中化・共同化を積極的に進め るとともに、関係機関とより綿密な調整を図っていま す。

(5) 建設発生土の処理処分

区部の下水道工事による平成28年度の建設発生土処分量(現場内利用量含まず)は、約22万㎡と膨大な量となっており、都の公共事業から発生する処分量の約18%を占めています。

当局では、昭和63年度から中川水再生センター内の 土づくりの里において、建設発生土から約10万㎡/年の 改良土を生産して、下水道工事に再利用を図ることに より、環境貢献やコスト縮減に役立てています。

その他の建設発生土についても、現場内利用や工事間利用を積極的に行うとともに、東京港埠頭(株)「新海面処分場」、「中防内側受入基地」、(公財)東京都都市づくり公社「東京都建設発生土再利用センター」などの機関の積極的活用を図っています。

(6) 周辺環境への配慮

事業の実施に当たっては、近隣のお客さまにご理解 とご協力をいただきながら工事を進めています。

施工においては、騒音、振動などによる影響をなる べく軽減する機械や工法を採用するとともに、設計時、 施工時にお客さまへ工事内容を説明し、施工日時の調 整などを行いながら、事業を進めています。

第3節 施設の現況と維持管理

1 下水道管

(1) 下水道管の現況

平成28年度末における下水道事務所別・区別の下水 道管管理延長は、図表2-3のとおりです。

また、現在管理している下水道管のうち、大規模な断面積及び大深度の位置に敷設されている主な幹線を

図表2-4、2-5に示します。

(2) 下水道管の流下能力を阻害する原因

残土、モルタルなどの下水道管内への不法投棄や、下水とともに流入する土砂類のたい積、油脂(ラードなど)の下水道管への付着が、下水道管の流下能力低下を引き起こす原因となっています。また、大型車両等の走行による振動や近接工事による影響などが下水道管を破損するひとつの要因となっています。さらに、都心を中心とする耐用年数を経過した下水道管の老朽化の進行も、下水道管機能の低下を招く原因となっています。このほか、都市化の進展による下水道への雨水流入量の増加や、近年多発している局地的な集中豪雨も、下水道管能力の不足をきたす原因となっています。

図表2-4 大規模な下水道管の例

	1	
幹線名	形状	断面積
篠崎	幅7.20m×高さ8.30m	59. 76 m²
烏山	幅7.00m×高さ6.50m	45. 50 m²
和田弥生	内径 8.50m	56. 72 m²
第二溜池	内径 8.00m	50. 24 m²
青戸	内径 7.00m	$38.47\mathrm{m}^2$
長島町	内径 7.00m	38. 47 m²
池尻	内径 6.50m	33. 17 m²

参考:都営地下鉄浅草線

単線標準断面:幅3.70×高さ5.5m、断面積20.35m²

図表2-5 大深度下水道管の例

幹線名	深度(土被)
和田弥生	47. 9m
第二溜池	44. 3m
第二練馬	37. 0m
練馬	32. 9m
古川	32. 5m
新駒沢	32.6m
環八	31. 2m

参考:東京メトロ半蔵門線

神保町~大手町間 土被約34.0m

(3) 下水道管の維持管理

ア 巡視・点検及び管路内調査

下水道施設の機能保持と保全を図るため、下水道管内の流下状況や土砂などのたい積状況、損傷状況を定期的に巡視・点検しています。

また、他企業の近接工事による下水道施設への影響を未然防止するため、工事の立会いを実施しています。 管路内調査は目視のほか、調査用TVカメラを活用し、 損傷か所の早期発見に努め、計画的な補修・改良工事 に反映させています。

イ 清掃及び補修等

清掃作業のうち、小口径下水道管の清掃は、処理水

を使用して高圧洗浄車により行っています。大口径下 水道管については、直接下水道管内に作業員が立ち入 り、たい積した土砂などを取り除いています。

巡視・点検、管路内調査や管路内清掃作業の際に発見した管路施設の損傷は、事故などの原因とならないよう計画的に補修工事を行っています。しかし、下水道管内の詰まりや施設の破損など、緊急に補修を要する場合もあるため、お客さまからの苦情の受付や故障処理作業を一部民間に委託し、これらに対処できるよう体制を整えています。

下水道管の維持作業及び工事の実績は、図表2-6のとおりです。

図表2-6 下水道管維持作業及び工事の実績

(平成28年度)

	種別	施工	内 容
	内調査 √カメラ、目視)	調査延長	857, 539m
為政	内清掃	清掃延長	238, 356m
目的	7717月1市	土砂量	7,860 t
	% 1	補修延長 (本管、取付管)	7, 033m
補	維持補修工事	補修か所 (人孔、ます)	2,857か所
修	机块水	補修延長 (本管、取付管)	49, 137 m
工	一般補修工事	補修か所 (人孔、ます)	15, 721か所
事	道路工事に伴う	補修延長 (本管、取付管)	7, 524m
	補修工事	補修か所 (人孔、ます)	7,430か所
※ 2	故障処理作業	処理件数	1,584件

※1 (維持補修工事)

緊急に施工を要する管路の維持補修工事で本管、人孔、 汚水ます、取付管の敷設替え及び取替えなど

※2 (故障処理作業)

管路などに発生する故障のうち即時処理を必要とする 作業で、本管、人孔、ますの清掃など

ウ 改良工事

管路内調査により、劣化や機能低下が著しいことが 判明した下水道管は、改良工事により機能回復を行っ ています。

工 安全管理

管路施設の維持管理を行う上で、特に酸素欠乏症、 硫化水素などの危険ガスによる中毒、人孔への転落な どの防止、作業、工事の安全施工などに留意し、それ ぞれ基準を定め安全管理に努めています。

(4) 今後の課題

ア 効率的な維持管理と予防保全

下水道管の現状を把握する目的の管路内調査は、今までに累計で17,430kmの下水道管について実施しています。これらの調査情報をデータベース化した管路内診断システムにより、調査で得られた下水道管内の損傷・程度・数量などのデータ分析を行っています。

これらのデータの分析結果を活用し、補修・改良工 事の優先的な重点地区を定め、効果的及び効率的な維 持管理を図るとともに、発生対応型から予防保全型の 維持管理に転換させていきます。

イ 不法投棄

建設現場などからの使用済みベントナイト溶液やモルタル、ビル排水槽の汚泥、飲食店からの廃油などの下水道管への不法投棄は、下水道管を詰まらせる原因となります。

また、ガソリン、シンナー、灯油等油類の投棄は下水道施設の機能を損なうばかりでなく、爆発、火災を生じさせる危険性があります。

このため、建設業界、住民などへの指導・PRを行うとともに、下水道施設の監視を行うなど不法投棄防止への取組を進めています。

ウ 都市型水害への対応策

都市化の進展による雨水流出量の増加に起因する都 市型水害への対応が急務となっています。そのため、 管路施設の機能を常に良好な状態で維持するとともに、 能力不足や老朽化した下水道管を計画的に整備する再 構築事業の推進が重要となっています。

エ 維持管理技術・機器の開発

近年、管路内調査用TVカメラの技術開発が進み、 小口径下水道管の調査を正確に行うことが出来るよう になっています。また、有毒ガス等により人力で調査 ができない大口径下水道管の調査に対応するため、大 口径用TVカメラ調査機が開発され、調査が実施され ています。

また、危険を伴っていた人力による伏越し人孔の清掃も、専用機械の実用化により安全かつ短時間に行えるようになってきています。

今後も引き続き、安全かつ効率的な維持管理技術の 開発と作業の機械化を進めていく必要があります。

(5) 公共下水道台帳

ア 公共下水道台帳の整備

公共下水道台帳は下水道法第23条によって調製、保 管が義務付けられ維持管理及び閲覧に供することとな っています。

台帳は、調書及び図面からなっており下水道施設を 適切に管理し、正確に把握するものです。

調書は、事業の経緯、下水道管の延長及び人孔の種別・形状・数量などが記載されています。

図面には、維持管理の索引図ともいえる管理図(縮 尺=1/2,000)、詳細な内容まで記載された施設平面図 (縮尺=1/500) などがあります。

また、補完図書として幹線ごとの平面・縦横断面を載 せた幹線図、特殊人孔構造図、完了図などがあります。

イ 公共下水道台帳の現状

現在、23区内の下水道施設は下水道管の総延長約1 万6千㎞、人孔約48万個などを有しており、こうした膨 大な下水道施設の適切な維持管理やお客さまへの下水 施設情報の提供を正確かつ迅速に行うため、台帳業務 の電算化を推進し、昭和60年度に「下水道台帳情報シ ステム (Sewerage Mapping and Information System)」 通称「SEMIS」(セミス)を全国の自治体に先駆け導入 しました。

本システムには次のような特徴があります。

- (7) 平面図の作成、更新が容易に行えるほか、自由な 縮尺で目的の図面が出図できます。
- (イ) 上下流の追跡、縦断面図作成などの各種応用機能 によってこれまで手作業で行っていた情報が容易に得 られます。

また、全ての下水道事務所、出張所及び基幹施設再 構築事務所へも「SEMIS」が配置され、維持管理業務及 び計画策定業務などに活用されています。

ウ 閲覧状況

下水道管などに係る施設情報は都庁第二本庁舎の台 帳閲覧室において提供しています。また、お客さまの 利便性と身近な下水道としてお客さまに理解を深めて いただくため、平成17年度からホームページで下水道 台帳(縮尺=1/500の施設平面図)の公開をしていま す (図表2-7)。

台帳閲覧室の利用は、ホームページによる公開以降 は平均約2万件/年と減少(公開前は約7万5千件/年) しました。一方、ホームページの利用は毎年増加して おり、平成28年度は約28万件/年(アクセス人数)で した。今後も多くのお客さまがインターネットによる 台帳閲覧を利用するものと予測されます。

なお、下水道台帳は最新のデータに基づき毎年6回更 新し、お客さまに最新の情報提供ができるよう努めて います。

2 ポンプ所

(1) ポンプ所の現況

区部では、平成29年4月現在84か所のポンプ所が稼働 しています。

ポンプ所は、下水を水再生センターまで自然流下さ せる勾配が取れない場合に設置し、その機能上、臨海 部や隅田川、荒川沿岸及び低地帯に集中しています。

落合処理区は地勢的に傾斜があり、落合水再生セン ターまで自然流下させることができるため、ポンプ所 は設置されていません。

(2) ポンプ所の維持管理

汚水と雨水を合わせたポンプ揚水量の平成28年度実 績は約7億9千万㎡でした。

ポンプ所の現況は、図表2-8のとおりです。

図表2-7 下水道台帳ホームページのイメージ

下水道局のホームページ



下水道台帳ホームページ



住所や地図から検索



下水道台帳の表示のようす

図表2-8 ポンプ所の現況

(平成29年4月1日現在)

	ハンフがの死ル				(十)从2.	9十4月1日5亿生
		揚水	能力	28年度揚水量	揚水量	 上内訳
処理区	ポンプ所名	汚水ポンプ	雨水ポンプ	28年及栃水里 (m³)	推定汚水量	推定雨水量
		(m³/目)	(m³/分)	(111)	(m³)	(m³)
芝浦	桜橋第二銭瓶町浜町箱崎桜橋明石町芝浦汐留第品川ふ頭東品川天王洲	3, 808, 800	14, 192	120, 652, 730	94, 772, 140	25, 880, 590
三河島	後楽 白鬚西 日本堤 湯島 山谷 和泉町 町屋 尾久	84/1 2/10	7, 570	85, 907, 780	62, 826, 970	23, 080, 810
砂町	木場 佃島 越中島 大島 小松川 両国 業平橋 吾嬬第二 吾嬬 隅田 千住 千住西 東雲 東雲南 新砂 新木場 江東 若洲 豊洲 有明北雨水 晴海 台場その 青海その 1 青海その 青海ふ頭 有明 有明南その 2 中防内	754, 560 72	21, 666	31, 830, 340	21, 304, 700	10, 525, 640
小 台	新田 王子 神谷	177, 840	6, 155	7, 645, 400	3, 361, 210	4, 284, 190
森ヶ崎	大森東 東糀谷 羽田 矢口 六郷 雑色 平和島 鮫洲 浜川 東海 八潮 京海 勝島 城南島	5 823 504	19, 734	343, 576, 140	271, 335, 420	72, 240, 720
小 菅	本田 亀有 堀切	743, 040	4, 905	19, 428, 870	12, 604, 610	6, 824, 260
葛 西	篠崎 細田 小岩 新宿 新小岩 西小松川 東小松川 新川	9 708 640	18, 560	139, 613, 110	91, 856, 750	47, 756, 360
新河岸	志村	0	1, 495	310, 850	0	310, 850
中 川	梅田 東金町 熊の木 加平	367, 200	17, 295	38, 135, 570	12, 898, 900	25, 236, 670
合計	84か所	15, 277, 824	111, 572	787, 100, 790	570, 960, 700	216, 140, 090

注 蔵前水再生センター及び、成城排水調整所は含みません。 平成16年3月から休止している三之橋ポンプ所は含みません。

3 水再生センター

(1) 処理区と水再生センターの現況

ア 芝浦処理区

千代田、中央、港、新宿、渋谷区を主とした処理区です。

芝浦水再生センターは、中央系列の他に西系列、東 系列と拡張し、処理能力の向上を図ってきました。平 成14年4月から、雨天時の合流改善施設として高速ろ過 設備が稼働しています。

処理水の一部を再生水として周辺地区へ供給しています。品川駅東口地区、大崎地区、汐留地区、永田町及び霞が関地区、東品川地区のほか、平成22年9月から 八潮地区へ供給範囲を拡大しています(図表2-12)。 平成22年4月には、再生水処理工程のろ過材にセラミックを用いた設備が稼働しています。

平成27年5月には、センター内の雨天時貯留池の建設に合わせ、合築手法により上部空間を利用し建設されたビルである品川シーズンテラスが開業しました。本ビルは、下水熱等の資源を最大限に活用した、環境モデルビルです。

また、水処理施設の上部には、住民の憩いの場として、テニスコートや運動公園等が設けられています。

イ 三河島処理区

隅田川、神田川に囲まれた、荒川、台東区を主とした、都内で一番早く下水道が普及した処理区です。

三河島水再生センターでは、老朽化した施設の更新と処理能力増強のため整備拡充事業が行われ、平成6年4月には第二地蔵堀系ポンプ所、平成15年度には北系処理施設の一部が完成し、平成26年度には第二浅草系ポンプ室等が稼働しています。

また、汚水量の増大に対応するため、蔵前水再生セ

図表2-9 処理区と水再生センターの現況(区部)

		ı	ı	ı	3,398,187	I	6,349,000	84	210	140	168	193	36	12	73	9	60	88	73	21	(5,750七日)	1
	抽		=	1				4	0	9	5	9	300	, \ \							(5,75	
引日現在)	≡ #	<u>∓</u> #	足立区 中川	5-1-1	311,240	昭和59年4月	225,000	,	10		12		汚泥は小菅 水再生セン ター経由で募	西水再生センターへ圧送しる番子ス	6 H H							
(平成29年4月1日現在)	世	里 数 *	北区 浮間	4-27-1	151,812	平成13年4月	165,000	-	17	3	6	9	汚泥は新河岸 水再生セン ターへ圧送し									I
	権	* 海河	板橋区新河岸	3-1-1	184,626	昭和49年9月	705,000	1	17	6	24	15	80	Ι	I	I	I	10	I	33	(∄/4002)	I
	極	* 極 国	江戸川区	臨海町 1-1-1	361,744	昭和56年9月	400,000	00	18	10	10	10	4			I	I	18	I	4	(1,1504日)	1
	中	恒 	葛飾区 小菅	1-2-1	140,300	昭和52年6月	250,000	83	17	9	8	9	汚泥は葛西 水再生セン ターへ圧送し	処理する。			•		•	•		I
	ケ唇	南部スラッツ	大田区城南島	5-2-1	72,013	昭和58年10月	ı	ı	I	I		I	4	ı	I	I	I	12	I	9	(1,800∀∃)	I
	茶	* * * * * * * *	大田区大森南	5-2-25	415,309	昭和41年4月日	1,540,000	14	28	30	22	44	2	4	_	23	I	24	1	1		Ι
	¢π	歯 ⊕ *	中野区 新井	3-37-4	63,000	平成7年7月	46,000	-	21	2	2	61	汚泥は落合 水再生セン ター~みやぎ	大 夕 卓 年 一 ポ	アター経由で砂町水再生	センター〜圧 送し処理する。 る。	•		•	•		-
	撧	· 按 *	新宿区上落合	1-2-40	85,143	昭和39年3月	450,000	I	∞	12	10	12	汚泥はみや ぎ水再生セン ター~ 三面	島水再生た ンター経由で 略町水画生	144	κ _ο °						I
	4 □ ←	知分长*	足立区 宮城	2-1-14	112,492	昭和37年4月	350,000	60	7	6	12	12	9	80	21	4	I	15	1	33	(∄/4009)	I
		東部スラッジ プラント	江東区 新砂	3-8-1	129,465	平成9年4月	I	I	I	I		I	4			I	I	10		ī	(1,500世日)	
	砂町	. 服 他*	江東区 新砂	3-9-1	827,033	昭和5年2月	658,000	21	49	22	24	20	8	l		I	3				I	
		**有 明	江東区 有明	2-3-5	46,600	平成7年9月	30,000	11	2	8	8	3	汚泥は砂町 水再生セン ターヘ圧送し	種する。								I
		蔵前水再生センター	台東区 蔵前	2-1-8	26,405	平成10年6月	蔵前水再生センターは、	に発行して海水、雨水ポンル調子	ソ政論の一部が稼働したいる。	(江砂池10)			-	I	_	ı	ı	ı	1		l	I
	阿阿	東尾久浄化センター	荒川区東尾久	7.T.B	74,000	平成11年4月	東尾久浄化センターは、三河自水町在センターは、三河	M	水の一部を同 度処理する施 設である。現在	の高度処理能 力は、 200,000m³/日	್ಕಾನೆ.			I	ı	I	I	ı	1		I	I
		留河 *	第11区 第11	8-25-1	197,878	大正11年3月	700,000	œ	21	18	15	33	汚泥は砂町 水再生セン ターへ圧送し	処理する。								Ι
: : !	泄	無 *V	操	1-2-28	199,127	昭和6年3月	830,000	11	14	10	17	24	汚泥は森ヶ崎 水井生セン カー 南部ス	,	ŝ							I
	処理区名	水再生センター名目	‡	日 日	敷 地 面 積 (m²)	運転開始	現有処理能力(m³/日)	ポンプ所数(か所)	2 多 活	4 第一次股池	五	第二次聚	污泥濃縮槽	污泥消化槽	洗净汚泥貯留槽	汚 消化汚泥洗浄槽	A	郡 水 機	ガスタンク	形 森 世 古	74 74	資 源 粒 度 調 整 灰 化

備考 水再生センター名のうち、**印のついている施設が、現在下水処理を行っている施設である。

ンターが平成10年6月から水処理施設に先駆け、雨水ポンプ設備の一部の運転を開始しています。さらに、三河島水再生センターの高度処理施設として東尾久浄化センターが、平成11年度に一部稼働し、平成12年4月から本格稼働を開始しています。

三河島水再生センターは、大正11年3月に運用を開始した最も古い水再生センターです。過去には散水ろ床、パドル式ばっ気槽などの設備が稼働していました。創設当初より稼働し、平成11年3月に運転を停止した赤レンガ造りの浅草系主ポンプ室は、我が国初の下水道施設の姿を留める貴重な資産であることから、平成15年3月に東京都指定有形文化財(建造物)に指定されています。平成19年12月には、下水道分野の遺構としては初めて国の重要文化財(建造物)に指定されました。

また、水処理施設の上部は荒川自然公園として整備され、レクリエーションの場として都民に開放されており、新東京百景のひとつに選ばれています。

ウ砂町処理区

荒川、隅田川及び東京湾に囲まれた江東デルタ地帯の墨田、江東区を主とした処理区です。このため、雨水の排除が重要で、ポンプ所の数も多くなっています。

砂町水再生センターは、砂系水処理施設、東陽系水 処理施設、合流改善のための貯留池及び汚泥処理施設 が設置されています。

平成20年4月には、東陽系水処理施設の一部にステップ流入式嫌気・無酸素・好気法(ステップ A_2O 法)の高度処理施設が稼働し、処理水質の向上を図っています。

汚泥処理施設は砂町水再生センターで発生する汚泥のほか、三河島・有明水再生センターなどから送られた汚泥の処理も行っています。

平成9年4月には、東部スラッジプラントが稼働し、 汚泥の全量焼却処理を行っています。

また、平成19年度からバイオマス資源である下水汚泥から炭化物を製造し、国内で初めて石炭火力発電所における石炭の代替燃料として利用する汚泥炭化事業を開始しています。

水処理施設の上部は、サッカー、野球などの運動施設や公園として、地域住民に開放されています。

また、江東区新砂三丁目地区の江東高齢者医療センターなどへ、砂町水再生センターの処理水及び下水汚泥焼却炉の廃熱を利用した地域冷暖房の熱供給事業を行っています。

有明水再生センターは、平成7年9月にポンプ設備が 稼働し、その後、流入汚水量の増加に伴い、平成8年7 月から水処理施設の運転を開始しています。

処理方法は、A2O法と生物膜ろ過法を採用してい

ます。高度処理水の一部をオゾン処理後、再生水として周辺ビルへ供給しています。

管理棟、高度処理棟の上部には、東京都虹の下水道館のほかに区立の体育館、プールなどがあり、水処理施設の上部には、有明テニスの森公園が設けられています。

工 小台処理区

北区の大部分及び板橋、豊島、足立区の一部を抱える処理区です。

みやぎ水再生センターでは、周辺への環境対策として汚泥焼却設備の防音、排ガス対策、水処理や汚泥処理における脱臭対策を行っています。

平成17年4月には東系水処理施設が稼働しました。なお、上部空間は多目的広場やアクティブスポーツ広場として利用されています。

汚泥処理施設では、汚泥の一部を加圧浮上設備で濃縮し、脱水、焼却処理を行っています。

才 落合処理区

新宿副都心地域を含む西部地域で、中野区の大部分と、杉並、新宿、渋谷区などの一部を抱える処理区です。傾斜した地勢は、自然流下を基本とする下水道にとって理想的であり、ポンプ所が1か所もないのが特徴です。

落合水再生センターでは、神田川の水質改善を図るため砂ろ過法により全処理水を高度処理しています。また、この高度処理した水を再生水として用いて新宿副都心水リサイクル事業を実施しており、昭和59年10月には新宿副都心地区周辺に、平成8年3月には中野坂上地区に再生水の供給を開始しています。

さらに、平成7年には城南三河川(渋谷川・古川、目 黒川、呑川)の清流復活のため、再生水の送水を開始 しています(図表2-12)。

南側施設の上部にはテニスコートや野球場のある落合中央公園が、北側施設の上部には水辺を楽しめる「せせらぎの里公苑」があります。

中野水再生センターは、落合水再生センターの処理 能力を補完するため平成7年7月に稼働しています。水 処理施設は地下式で、上部は中野区立平和の森公園と して利用されています。処理方法は、準高度処理(A O法)を採用し、放流水の水質向上を図っています。

放流先の妙正寺川は、放流制限(降雨30ミリ/h対応河川)があるため、豪雨時に妙正寺川が警戒水位を超えた場合は放流を停止し、落合水再生センターへ直接流下させて処理することが可能なシステムとなっています。

カ 森ヶ崎処理区

大田区の全域、品川、目黒、世田谷区の大部分、渋

谷、杉並区の一部を抱える日本最大の処理区です。流 入幹線は長大なものですが、地勢に恵まれ大部分が自 然流下で流入しています。

森ヶ崎水再生センターは、羽田空港に隣接する東西 の両施設で、森ヶ崎処理区及び流域下水道野川処理区 の下水を処理している区部最大の処理能力を持つ水再 生センターです。

水処理施設として、平成20年4月から東施設の一部に 高度処理施設(A_2 O法)が稼働しています。また、 処理水の一部は砂ろ過処理し、大田清掃工場などへ供 給しています。

さらに、西施設の反応槽上部は、公園として開放され、過密地域での貴重な緑地空間として住民の憩いの場となっています。

平成16年4月から下水道事業では国内初のPFI事業である常用発電事業を開始しています。

また、平成17年6月からセンター内の豊富な処理水と 放流落差を活用した小水力発電を開始しています。

さらに、平成28年4月から、東施設にメガワット級の 太陽光発電設備(1,000kW)が稼働しています。

森ヶ崎水再生センターで発生した汚泥は、芝浦水再 生センターから送られた汚泥とともに、南部スラッジ プラントで処理しています。

キ 小菅処理区

荒川・中川とJR常磐線に囲まれた葛飾、足立区の一部を抱える処理区です。

小菅水再生センターは、荒川と綾瀬川の近接する点に位置しています。低地帯という地域特殊性から、浸水対策を優先して、昭和48年6月から雨水ポンプ設備の一部の運転を開始しています。

水処理施設は東西の両施設からなり、西施設は昭和52年6月に、東施設は昭和57年12月に運転を開始しており、現在その大部分は準高度処理施設となっています。合流改善対策として平成4年度から西施設の雨水沈殿池、平成17年度から西施設の高速凝集沈殿処理施設、東施設の雨天時貯留池を運用しています。

ク 葛西処理区

荒川(中川との合流点から下流)と江戸川に囲まれた江戸川区の大部分と、葛飾区の一部を抱える処理区です。

葛西水再生センターは、荒川河口の東京湾埋立地 (葛西沖地区)に位置し、北と南の施設からなり、北 施設は昭和56年9月に、南施設は平成4年4月に運転を開 始しました。現在、北施設に準高度処理施設を段階的 に整備しています。

平成14年4月には下水道施設としてはじめてNaS電池 (1,000kW電力貯蔵設備)を導入し、現在は3,800kW

に増量して、危機管理用電源として活用しています。

発生した汚泥は、中川・小菅水再生センターから送られてくる汚泥とあわせて脱水・焼却処理しています。 平成26年4月から、焼却炉内を圧力状態にして燃料効率 を高めることができるターボ型流動焼却炉の導入により、温室効果ガスの削減を図っています。

北施設の上部は、野球、サッカーなどが楽しめる夜間照明設備をもった臨海球技場として、地域のお客さまに開放されています。

南施設の上部には、平成22年4月から太陽の向きにあ わせてパネルが動く太陽光発電設備(490kW)が稼働 しています。

ケ 新河岸処理区

練馬、板橋、杉並区の大部分と、新宿、豊島、北、 中野区の一部を抱える処理区です。

新河岸水再生センターは北と南の施設からなり、南施設は昭和49年9月に、北施設は昭和54年に稼働し、現在北施設に準高度処理施設を段階的に整備しています。

新河岸水再生センターには、練馬及び蓮根幹線から、 高島平団地に代表される大規模団地からの排水が流入 し、浮間幹線からは産業排水が多く流入しています。

発生した汚泥は浮間水再生センターから送られてくる汚泥とあわせて脱水、焼却処理しています。

水処理施設の上部は、陸上競技場やテニスコートが 整備され、地域のふれあいの場となっています。

浮間水再生センターは、平成13年4月に北系水処理施設の運転を開始し、平成24年4月には、汚水量の増大に対応するため、南系施設の一部が稼働しています。いずれも高度処理施設(A₂O法)です。

水処理施設の上部は、北区及び板橋区によりサッカー場、野球場、テニスコート、フットサルコート、芝生広場が整備され、地域のふれあいの場となっています。

コー中川処理区

足立区の大部分と、葛飾区の一部の地域を抱える処理区です。この処理区では、大部分の地域で分流式下 水道が採用されています。

中川水再生センターの第一沈殿池、第二沈殿池はすべて2階層式沈殿池であり、反応槽は、深槽式反応槽が採用され、限られた土地を有効に利用しています。

また平成6年度には、処理施設の一部に高度処理(A₂ O法)が可能な施設と準高度処理施設(AO法)が稼働し、ちっ素やりんの安定的な同時除去を行っています。水処理施設の上部は、区部では唯一、都市計画法に基づく都市公園として地域住民に開放されています。

(2) 維持管理

ア 処理量

平成29年4月現在、区部は、下水処理を13の水再生セ

ンターで行っています。

平成28年度都心部 (千代田区大手町) の降水量は、1,437ミリ (銭瓶町ポンプ所観測資料による) であり、前年度 (1,569ミリ) 及び過去十年間の平均値 (1,561ミリ) を下回る量となっています。

区部の水再生センターにおける下水処理量の平成28年度実績は約16億5千万㎡です。1日平均約451万㎡に及び、これは東京ドームをマスにして約3.6杯分にあたります(図表2-11)。

汚泥は、13の水再生センターのうち、5か所の水再生

センター(みやぎ・葛西・新河岸水再生センター、砂町水再生センターと森ヶ崎水再生センターは濃縮のみ)及び2か所のスラッジプラントの7か所で集約処理されています。発生したスラッジケーキ(脱水汚泥)は、焼却処理されています。

なお、汚泥処理量は1日平均約17万㎡で、脱水汚泥発生量は1日平均約2,570 t です。

イ 水再生センターの水質管理

水再生センターから、川や海へ排出される放流水の 水質には、次の基準値が適用されており、水再生セン

図表2-10 水再生センター上部公園 (区部)

(平成29年4月1日現在)

				(75,23 十 171 日 56日)		
水再生センター	名称	開園日 年・月・日	面積(m²)	主要施設		
落 合	落合中央公園	S39. 5.25	21,000	野球場、テニスコート		
冷口	せせらぎの里	S62. 4.24	7, 700	水遊び場、芝生公園		
三河島	荒川自然公園	S49. 4.26	61, 100	野球場、テニスコート、プール、池、交通園		
	 芝浦中央公園	S55. 4.14	17, 500			
芝浦	之	H27. 4. 1	17,600	遊歩道、児童公園、芝生広場		
	芝浦中央公園運動場	S63. 4. 1	9, 100	テニスコート、フットサルコート		
森ヶ崎	森ヶ崎公園	S55. 4.19	35, 600	運動広場、テニスコート兼バレーボールコート、遊歩道		
新河岸	新河岸3丁目公園	S58. 4. 5	27,600	テニスコート、陸上競技場、小公園		
小菅	小菅西公園	S58. 4. 6	21,600	展望台、壁泉、芝生広場、フットサルコート		
/1、目	小菅東スポーツ公園	S63. 10. 8	36, 200	テニスコート、運動広場、噴水、池、芝生広場		
中 川	中川公園	S61. 6. 1	64, 900	芝生広場、ダスト舗装広場		
砂町	新砂運動場	S62. 11. 22	46, 700	サッカー、ソフトボール兼用運動場、テニスコート		
葛 西	臨海球技場	H元. 4. 2	50, 400	野球場、サッカー・ラグビー場		
有 明	有明スポーツセンター	Н 8. 4. 1	15, 000	体育館、プール		
中 野	平和の森公園	H14. 9. 2	32, 200	遊歩道、森林公園		
浮間	新河岸東公園	H15. 4. 1	11, 400	野球場、サッカー場、テニスコート、芝生広場、		
子 則	利仍年来公園	H26. 4. 1	34, 100	フットサルコート、遊具広場		
みやぎ	宮城ファミリー公園	H16. 4. 1	9,600	多目的広場		
計	16か所		519, 300			

図表2-11 水再生センター別下水及び汚泥処理の実績(区部)

(平成28年度実績)

							(1 /3/2	20十尺天順/
実績	下水処理量	(m³)	汚泥処理	量 (m³)	脱水汚泥発	生量(t)	汚泥焼却	量(t)
水再生センター	年間	1日平均	年間	1日平均	年間	1日平均	年間	1日平均
芝浦	232, 602, 000	637, 266	南プラへ圧送	(森ヶ崎を経	由)			
三河島	149, 391, 450	409, 292	砂町へ圧送					
中 川	68, 878, 100	188, 707	葛西へ圧送((小菅を経由)				
みやぎ	67, 216, 490	184, 155	1, 475, 960	4, 040	21, 324	58	21, 324	58
砂町	135, 846, 490	372, 182	1, 854, 980	5, 080	東プラで脱水	• 燒却		
東プラ			14, 450, 080	39, 590	261, 588	717	221, 218	606
有 明	5, 671, 270	15, 538	砂町へ圧送					
小 菅	77, 450, 380	212, 193	葛西へ圧送					
葛 西	121, 567, 450	333, 062	11, 739, 210	32, 160	145, 740	399	145, 740	399
落 合	122, 015, 830	334, 289	砂町へ圧送((みやぎ~三河	島経由)			
中 野	9, 234, 380	25, 299	砂町へ圧送(落合~みやぎ	~三河島経由)			
浮 間	50, 790, 100	139, 151	新河岸へ圧送	1				
新河岸	188, 888, 850	517, 504	6, 700, 440	18, 360	124, 240	340	124, 240	340
森ヶ崎	415, 769, 250	1, 139, 094	8, 601, 080	23, 560	南プラへ圧送	し、脱水・焼	却	
南プラ			16, 279, 980	44, 600	385, 669	1, 057	385, 669	1, 057
計	1, 645, 322, 040	4, 507, 732	61, 101, 730	167, 390	938, 561	2, 571	898, 191	2, 458

注:発生した脱水汚泥のうち、40,370t/年を東部スラッジプラントの炭化施設にて炭化処理している。

(平成28年度実績)

水再生センター	4番9月	主な供給先		供給量(m³)
小舟生センター	種別	主 な 供 給 先	主な用途	洪和里(III)
森ヶ崎		清掃工場(大田)、国土交通省等	冷却・洗浄水用・防塵用等	60, 360
各水再生センター	処理水	公共団体等	プラント用水・洗浄水用・防塵 用等	1, 650, 593
小 計				1, 710, 953
芝浦		品川駅東口・大崎・汐留・永田町及び霞が関・ 八潮及び東品川地区再生水利用事業	地域内ビル等の水洗トイレ用等	1, 744, 222
		御成橋	修景用水	47, 342
落合	再生水	西新宿及び中野坂上地区再生水利用事業	地域内ビル等の水洗トイレ用等	1, 234, 874
冷口		環境局(城南三河川)	清流復活用水	29, 992, 760
有明		臨海副都心地区再生水利用事業	地域内ビル等の水洗トイレ用等	745, 069
小 計				33, 764, 267
合 計				35, 475, 220

ターではこれらの基準値を遵守するために流入水質の 監視及び放流水質の管理を実施しています。

(7) 下水道法(技術上の基準)

同法第8条の規定に基づく同法施行令第6条による基 準値

(1) 水質汚濁防止法 (規制基準)

同法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める環境省令による基準値及び同条第3項の規定に基づく下 記条例による基準値

(ウ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (以下「環境確保条例」という)(規制基準)

同条例第68条の規定による基準値

その他、ダイオキシン類対策特別措置法などにより



新宿副都心



再生水による車両洗浄

規制されています。(図表10-9及び10-10参照)。

また、水質汚濁防止法により総量規制が実施され、COD、窒素含有量、りん含有量の汚濁負荷量も規制されています(図表10-31参照)。

ウ その他の事業

(7) 武蔵野市・三鷹市の一部下水の受託

武蔵野市と三鷹市は、東京都と協議し、下水の一部 を処理することを委託する規約を定めています。当局 は、この事務委託を受け下水の処理を行っています。

これは、地方自治法第252条の14で定める地方公共団体間における事務の委託に基づいているものです。

(イ) 処理水の利用

東京の水道水源は、多摩川などの地域内水源の開発がすでに限界に達し、利根川水系などに依存していることから、河川の流況悪化により他県に先駆けて取水削減を受けるなどの不安定な要素を抱えています。

一方、下水処理水は量的に豊富で、質的にも安定しているため、水源として、水再生センターやポンプ所内において洗浄用水や冷却水などに活用しています。

処理水利用の歴史は古く、昭和30年に三河島水再生 センターの周辺の製紙工場に試験的に供給したことに 始まります。現在では、清掃工場の冷却水等として利 用されています。

また、処理水をさらに高度処理した再生水は、都市における新たな水資源として高い利用価値を有し、水洗トイレ用水や車両洗浄水などとして利用されています。この再生水の利用は、昭和59年度に西新宿地区へ供給する事業として始まり、平成28年度末では、7地区189施設等へ供給されています(図表2-12)。

4 維持管理上の課題

(1) 使用エネルギーの現況

当局では、浸水対策や合流式下水道の改善、高度処

理の導入拡大などの下水道サービス向上のための施策を推進することにより、エネルギー使用量の増加が見込まれるものの、地球温暖化対策やコスト縮減を目的として、設備の効率的運転などにより、常に節電に努めています。

東日本大震災後には、厳しい電力需給状況に対応するため、国や都の方針を踏まえ、さらに強化した節電対策を実施しています。

今後、さらなるエネルギー消費の効率化を目指すため、「スマートプラン2014」に基づく、総合的な対策を進めていきます。

図表2-13 過去5年の使用電力量

H24	79,826 万kWh
H25	80,932 万kWh
H26	81, 295 万kWh
H27	81,592 万kWh
H28	81,087 万kWh

(2) 周辺環境対策

周辺地域と融和し地域と一体となった施設とするため、水再生センターの緑化や施設上部の公園化を推進するなど、地域住民のための施設づくりを進めています。

(3) 環境保全対策

下水道施設には、防臭対策は不可欠です。とりわけ東京のように、住宅、商業施設に近接して施設が設けられている所では、極めて重要です。

具体的な防臭対策としては、

- ア 雨水沈殿池使用後は速やかに雨水を排除し、乾燥 させて臭気発生を防ぐ(ドライ化)方法
- **イ** 施設に蓋をかけて臭気の拡散を防ぐ方法
- **ウ** 悪臭物質を除去する(脱臭する)方法があります。

脱臭方法は、主に活性炭吸着法、生物脱臭法などを 採用しています。また、活性炭の劣化状況を簡易に把 握できる方法を新たに導入し、臭気の発生を未然に防 止する対策を進めています。

また、汚泥焼却施設から排出されるばい煙については、大気汚染防止法に定められているばいじん、硫黄酸化物、ちっ素酸化物、塩化水素などの規制値を十分に下回るよう、焼却炉の機種選定、排煙処理装置を充実させるなど、環境保全対策に取り組んでいます。

一方、ダイオキシン類については、汚泥焼却炉の排 出ガス、焼却灰、放流水について定期的に測定を行い、 安全性を確認するとともに、その結果について公表し ています。

さらに、内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)に

ついても、継続して水質検査を実施しており、その結果についてはダイオキシン類と同様に公表しています。

加えて、福島第一原子力発電所の事故以降は、汚泥 処理を有する下水道施設の空間放射線量、汚泥焼却炉 の排ガス、焼却灰、混練灰及び放流水中に含まれる放 射能濃度を測定して、その結果について公表していま す。

(4) 流入水の監視

流入水には、現在の処理技術では処理できない物質 (重金属類など)が混入することがあり、これらが流 入すると水再生センターでの下水処理に支障をきたす おそれがあります。

したがって、放流水質を守るためには、下水道へ流 入する排水の監視や、除害施設の設置促進、その維持 管理に対する指導監督の強化などが必要不可欠です。

(5) 汚泥の処理・処分

汚泥を衛生的に処理すると同時に、埋立処分場を延 命化するため、汚泥の焼却による減量化や焼却灰の資 源化を行っています。

汚泥性状にあわせて重力濃縮と遠心力を利用した機械濃縮を併用し、汚泥脱水には遠心脱水機を主に採用しています。

また、汚泥焼却炉については流動層焼却炉を採用し、 温室効果ガスの発生抑制に努めています。

平成15年度から汚泥は全量が焼却可能となり、焼却 灰は埋立処分又は資源化を図っています。埋立に当た っては、焼却灰とセメント及び水との混練固化を行い、 中央防波堤外側埋立処分場に処分しています。

埋立処分地は有限であり、都市で発生した汚泥を重要な資源として、都市づくりに役立たせる必要が求められていることから、汚泥の資源化を積極的に進めています。しかしながら原子力発電所事故の影響により、汚泥から放射性物質が検出され、資源化量は大幅に減少しています。

現在では、汚泥焼却灰に含まれる放射能濃度の低下により、下水道工事で使用する鉄筋コンクリート管の材料である粒度調整灰(スーパーアッシュ)の製造のほか、軽量骨材原料や炭化物などとして、汚泥を資源化しています。



粒度調整灰 (スーパーアッシュ)



炭化物

第4節 業務

1 料金制度

(1) 下水道料金

東京都下水道条例では、公共下水道の使用について、使用者から料金を徴収することを定めています。

条例に規定する料金の料率は、1か月について図表2 -14のとおりです。この料率は、下水道事業財政基盤 の安定化を図りサービス水準の維持向上を実現するた めに、都議会の議決を経て改正され、平成10年6月1日 から適用されています。

(2) 汚水排出量

下水道料金は、汚水排出量に基づいて算定されます。

ア 汚水排出量の認定

東京都下水道条例第16条は料金算定の原則として 「水道の使用水量をもって汚水排出量とみなす。」と定 めています。

水道水以外の水(井戸水、工業用水道水、雨水利用 水、再生水など)による汚水の場合は、その水の使用 の態様、その他の事情を考慮して認定した使用水量を もって汚水の排出量とみなしています。

図表2-14 下水道料率表

汚水の種別	排出量	料	率
一般汚水	8㎡以下の分		560円
	8㎡を超え20㎡以下	1m³につき	· 110円
	20㎡を超え30㎡以下	"	140円
	30㎡を超え50㎡以下	"	170円
	50㎡を超え100㎡以下]]	200円
	100㎡を超え200㎡以下	"	230円
	200㎡を超え500㎡以下	"	270円
	500㎡を超え1,000㎡以下]]	310円
	1,000㎡を超える分	"	345円
浴場汚水	8m³以下の分		280円
	8㎡を超える分	1㎡につ	き35円

(平成10年6月1日から適用)

図表2-15 下水道使用件数

年度	使用件数 (件)
24	5, 227, 452
25	5, 304, 891
26	5, 384, 033
27	5, 467, 786
28	5, 554, 065

図表2-16 調定汚水排出量

年度	調定件数 (件)	汚水排出量(m³)
24	63, 076, 227	1, 094, 642, 323
25	63, 916, 484	1, 094, 097, 641
26	64, 837, 714	1, 088, 628, 969
27	65, 739, 891	1, 095, 595, 249
28	66, 865, 184	1, 096, 559, 030

イ 減水量の審査基準

一方で同条例第17条では「製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者の定めるところにより、その営業に伴い使用する水の量のうち公共下水道に排除されない水量を申告することができる。」とし、条例第16条の「みなし」の原則に対して例外的な処理を認めています。

この著しく異なるものについての審査基準は、東京都下水道条例施行規程第29条の2において、以下のとおり定めています。

「1月当たりの減水量が1月当たりのその営業に伴い使用する水の量(以下「総使用水量」という。)の10%以上を占めるものとする。ただし、1月当たりの総使用水量が1,000㎡を超えるものにあっては、1月当たりの減水量が100㎡以上のものとする。」

なお減水量とは、営業に伴い使用する水の量のうち 公共下水道に排除されない水量をいいます。

施行は平成16年10月1日です。

(3) 料金の減免措置

公益上その他の理由から、東京都下水道条例第20条 に基づき料金の減免措置を実施しています。

ア 条例第20条第2項に基づくもの

生活扶助を受ける方、児童扶養手当の支給を受ける 方又は特別児童扶養手当の支給を受ける方に対する減 免措置で、1月について排出量8㎡以下の分に相当する 料金を免除します。

イ 条例第20条第1項に基づくもの

(7) 都議会決議を受けて実施する減免

東京都下水道条例の一部を改正する条例に付された 付帯決議(平成10年3月)の趣旨を尊重して減免措置を 実施しました。なお、平成12年3月、平成13年3月、平成14 年3月、平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月、平 成18年3月、平成19年3月、平成22年3月、平成25年3月 及び平成28年3月の決議を受けて、図表2-17のとおり、 対象と期間を限定して減免措置を継続しています。

(イ) 中国残留邦人等の方に対する減免

中国残留邦人等の方に対して1月について排出量8m³ 以下の分に相当する料金を免除します。

(ウ) 東日本大震災避難者等の方に対する減免

^{*}料金は、上記の表を適用して算出した額に100分の108を乗じて 得た額です(1円未満の端数は切捨て)。

^{*}参考として、標準世帯の1か月当たりの下水道料金(使用水量24 m³の場合)は2,635円となります。

東日本大震災避難者等の方に対して1月について排出量8㎡以下の分に相当する料金を免除します(平成30年3月31日まで)。

図表2-17 都議会決議を受けて実施する減免措置

(平成29年4月1日現在)

対 象	期間
公衆浴場営業	
医療施設	
社会福祉施設	
生活保護世帯	東中の左4日1日み さ
皮革関連企業	平成28年4月1日から
めっき業	平成33年3月31日まで
染色整理業	
高齢者世帯	
生活関連業種(23業種)	

(4) 料金の徴収

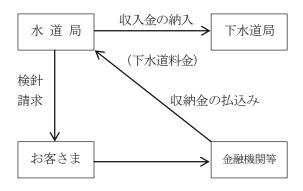
水道局との間に「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」を結び、下水道料金の徴収業務を水道局に委託しています。

下水道料金の算定及び徴収業務は、水道水などの使用水量をもって汚水排出量とみなすことなどから、水道料金と同様の取扱いが可能です。このため、業務委託を行うことにより事務の簡素化や経営上の効率化を図るとともに、料金を納入するお客さまの利便性という点からも大きなメリットがあります。徴収を委託した下水道料金の請求及び納入のしくみは、図表2-18のようになっています。

一方、工業用水道水、地下鉄・洞道湧水、工事湧水 (一時使用)などによる汚水に係る下水道料金は、量 水器や時間計の設置などの方法により排出量を認定し、 当局で徴収を行っています。

また、再生水利用事業に伴う再生水料金の徴収について平成25年度から水道局に委託を行っています。

図表2-18 料金徴収のしくみ



(5) 再生水利用の拡大

再生水利用事業は「循環型社会の形成」に資するた

め、下水を水再生センターで高度処理した再生水を水 洗トイレの洗浄用などの雑用水として、広域循環方式 により供給する事業です。

このため、再生水の安定供給に努めるとともに、再 生水の需要調査を行い、再開発事業者などに対して再 生水利用をお願いしています。

再生水は平成28年度末現在、西新宿及び中野坂上地区、臨海副都心地区、品川駅東口地区、大崎地区、汐留地区、永田町及び霞が関地区、八潮及び東品川地区の計7地区、189施設等に供給し、その利用実績(調定水量)は約367万㎡/年です。

2 排水設備

(1) 排水設備とは

排水設備とは、公共下水道の供用が開始された区域 内から排出される下水(汚水・雨水)を公共下水道に 流入させるため、その区域の土地や建物の所有者や使 用者が設置する排水のための施設です。

排水設備は、設置する場所によって宅地内(屋内、 屋外)排水設備と私道排水設備に分類されます。宅地 内排水設備は、便器や雨どいなどからの排水を公共下 水道に排出する施設です。また、私道排水設備は、私 道に接する複数の宅地内からの排水を受けて公共下水 道に流入させる施設です。

この排水設備の設計及び施工方法については、「東京 都排水設備要綱」に定められています。

(2) 排水設備の現状と課題

区部の下水道は、整備・普及から長い年月を経て、この間、東京の都市構造や、人々の生活様式が大きく変化しています。排水設備に関しても当初想定されていなかったビルピットからの臭気の発生、公共用水域へのオイルボール(白色固形物)流出など、次のような維持管理上の課題が生じています。

ア ビルピット臭気の防止

地階のあるビルなどでは、地階の汚水は下水道に自然流下で直接排除することができないため、ビルピットと呼ばれる地下排水槽に一時貯留し、ポンプアップにより排除しています。

このビルピットの構造及び維持管理が適切でないと、 貯留された汚水が腐敗して臭気の元となる硫化水素が 発生します。腐敗した汚水が下水道に排除される際に 硫化水素が拡散し、開口部の大きい公共雨水ますなど から発散されると、悪臭の原因となります。

また、硫化水素はコンクリート表面の結露水中の細菌と接触することにより硫酸が生成され、コンクリートを腐食・劣化させるなど建物や下水道施設等にも悪影響を及ぼします。このためビルピットの適切な維持

管理が必要です。

イ 油・ラードの流入防止

下水道から流出した油の塊であるオイルボールが東京湾のお台場海浜公園に漂着するなどの問題が発生しています。原因は営業用調理場や一般家庭からの排水に含まれる油脂類が冷えて固まり下水道管に付着して、それが大雨の降ったときに川や海に流れ出すことがあります。

飲食店などには油脂類を回収するグリース阻集器の設置及び適正な維持管理の指導をしています。また、一般家庭にはパンフレット「ダイエットレシピブック」の配布などによる「下水道に油を流さない」ためのPRを実施し、下水道へ流れ込む油脂類を減らす取組を行っています。

ウ ディスポーザ排水処理システム

東京都下水道条例施行規程により、生ごみ等を破砕して下水道に流すディスポーザについては、(公社)日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなくてはなりません。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」((社)日本下水道協会)に適合したもののうち、当局が設置を認めたもので、平成30年3月31日までにディスポーザ排水処理システムに係る届出がなされるものは設置できます。

お客さまや関係機関などに対して、排水処理装置のない単体ディスポーザの設置禁止を働きかけていくとともに、ディスポーザ排水処理システムの維持管理などが適正に行われるように指導しています。

エ 宅地内雨水浸透施設の設置の促進

都市化の進展に伴い、地表面がアスファルトなどで 覆われ雨水の地下浸透率が低下しています。このため、 短時間の豪雨により浸水する都市型水害が発生しやす くなっています。その対策のひとつとして、宅地内雨 水浸透施設の設置がありますが、排水設備はお客さま の財産であるため短期間に普及することは難しい状況 です。このため建築申請者及び施工業者への理解促進 やリーフレットによるお客さまへの雨水浸透施設の設 置のPRを行っています。

オ 半地下建築物の浸水被害の防止

土地の効率的利用を目的に地階を利用する住宅が多くなってきました。この中でも特に、建築基準法の規制を受けない、いわゆる「半地下」を有する建物については、排水ポンプ施設が設置されていない場合が多く集中豪雨による浸水被害が発生しています。

このため戸別訪問やリーフレット送付により、お客

さまへ浸水の危険性を周知し、ポンプ施設などを設置 するようにお願いしています。

カ 未水洗家屋の解消

区部における未水洗家屋は、平成28年度末で約1,400 戸あります。その中でも、下水道が整備され水洗化で きるにもかかわらず、くみ取り便所を水洗化しない等 の家屋が約1,370戸あります。都市の健全性及び公衆衛 生の面から、未水洗家屋に対して戸別訪問を実施して、 早期解消を図っています。

キ 指定排水設備工事事業者制度

排水設備の新設・改築などの工事が適正に施行されないと、宅地内の下水を排除する機能が十分に発揮されないばかりか、公共下水道の機能を損なうおそれがあります。

このため、排水設備の新設・改築などの工事は、一定の要件を満たし下水道局長から指定を受けた「東京都指定排水設備工事事業者」(以下「指定事業者」という。)でなければ施行してはならないとする指定制度を条例で定め、指定事業者に対して東京都指定排水設備工事事業者証を交付(平成28年度末2,428者)しています。

ク 排水設備工事責任技術者制度

排水設備工事の施行には専門技術を要することから、 一定水準以上の技術を持つ者による施工管理が必要です。この制度は、試験に合格したこと等により排水設備工事に関して一定水準以上の技術力を持つと認められた「責任技術資格者」が、「責任技術者」として登録する制度です。資格を持ち、登録を受けた責任技術者でなければ排水設備工事の技術上の管理を行ってはならないと定めています。責任技術者は、平成28年度末で12,724名の登録があります。

3 事業場等に対する水質規制

(1) 水質規制の目的

水質規制の目的は、次の2つです。

ア 公共下水道の機能及び構造を保全すること。

イ 水再生センターからの放流水の水質を放流水基準 に適合させ、公共用水域の水質を保全すること。

例えば、強酸性の下水は、下水道管(コンクリート) や鉄材を腐食させます。シアンなどの有害物質は、水再 生センターにおける微生物の下水処理能力を低下させ、 大量に流入した場合は水再生センターの機能を停止さ せるおそれがあります。また、重金属は、水再生センターでは処理されずに放流水質を悪化させるうえ、一部活 性汚泥中に蓄積されるため、汚泥処分を困難にします。 したがって、これらの物質などが大量に公共下水道に流 入することがないようにする必要があります。

(2) 事業場等の義務

人の健康や生活環境を害するおそれがある汚水を排除する施設として、水質汚濁防止法に規定する特定施設をもつ事業場などには、次のような義務が課されています。

ア 届出義務

特定施設及び除害施設の新設・増改築その他の変更 については、事前に当局に届出を行わなければなりま せん。当局は届出内容について審査し、内容が不適正 と認められる場合には、計画変更(廃止)命令などを 行います。

イ 下水排除の制限

公共下水道に排除される下水について、下水道法及び東京都下水道条例により下水排除基準が定められています(図表10-25及び10-26参照)。この基準に適合しないおそれのある下水を排除する者は、除害施設を設置するなど必要な措置をとることが義務付けられています。

下水排除基準に違反した場合は、行政処分(改善命令や排水の一時停止命令)の対象となるほか、罰則の 適用もあります。

ウ 水質事故時の対応

特定事業場で、有害物質などが公共下水道に流出する事故が発生したときは、直ちに、流出を止める措置を講ずるとともに、この事故の状況と応急措置の概要を下水道管理者(区部:東京都下水道局、多摩地区:該当する市町村の下水道担当部署)に届け出ることが義務付けられています。

(3) 指導及び水質の監視

当局では、届出事業場のうち有害物質を使用している事業場など、下水排除基準を超えるおそれのある事業場を中心に立入検査を行い、違反の未然防止に努めています。また、採水して違反が認められた場合は速やかに是正措置を講じるよう指導しています。

立入検査時には、特定施設の状態や除害施設の運転 状況、廃液・汚泥の処分状況などを確認し、適宜指導 しています(図表2-19)。

また、夕方・夜間に採水するとともに、自動採水器 を活用するなどして、常時下水排除基準を超えないよ う監視を行っています。

加えて、通常の立入検査以外にも、マンホールで採水を行う広域監視により、事業場の排水をモニタリング検査することで、効率的な水質の監視に取り組んでいます。

図表2-19 平成28年度指導状況

(単位:件)

届出事業場数	7, 360
立入件数	3, 763
採水件数	2, 283
行政指導件数	243

(4) 水質管理責任者制度

この制度は、事業場などの公害防止意識や排水処理 技術の向上を促し、自主管理能力を高めることにより 事業場排水の水質の適正化を図ることを目的として設 けられたものです。

水質管理責任者の業務は、当該事業場等から排除される排水全般の管理、除害施設の維持管理などです。

当局では、処理技術の理解を深める講習を実施する ことなどにより、各事業場の排水処理に対する意識向 上に取り組んでいます。